

阿多古川漁業協同組合内共第 24 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、阿多古川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 24 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要なる事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第 6 条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法・規模等の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア.魚種	イ.漁法	ウ. 規模	エ. 区域	オ, 期間
あゆ	友釣	掛針はイカリ針 1 段 4 本以内又はチラシ針 2 本以内 擬似おとり禁止 リール禁止	全区域	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
	餌釣	針 2 本以内	天竜川境界点より下阿多古橋下流端まで	6 月 15 日から 12 月 31 日まで
あまご にじます	餌釣	針 2 本以内	全区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ)	毛針は 1 本とし掛針の併用を禁止する。		
	ルアー釣	ルアーは 1 本。ワーム、ワームオールの使用を禁止する。		

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の漁法によって、ウ欄の期間中漁業をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法	ウ, 期 間
天竜川境界点より平田大橋下流端まで	全ての漁具・漁法	周年
上野東光淵の下流端より上流端まで約 80 m 間		
瀬戸淵の上下流約 100 m 間		
熊東橋上流堰堤より松山橋下流端まで		

(全長の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア.魚種	イ.全長
あゆ	8cm
あまご	12cm
にじます	12cm

(釣り大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣り大会等を開催するため、一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は、組合の掲示場または静岡新聞に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料(日券)に金1,000円を附加して得た額とする。

魚種	漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	友釣り(餌釣りを含む)	2,000円	6,000円
	餌釣り	2,000円	5,000円
あまご にじます	餌釣り フライ釣り 和式毛針釣り(テンカラ) ルアー釣り	2,000円	4,500円

2 遊漁料は組合の事務所、組合が指定する販売店又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 第1項の場合において、遊漁者が中学生以下の者のときは無料、障害者(身体者障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を交付されている者)は、遊漁料を半額とする。

4 第5条に基づく釣り大会の参加料は、前3項の規定にかかわらず、その都度理事会において決定する。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 漁場区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁者は、遊漁証を携帯しなければならない。
 - 3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
 - 4 遊漁者は、漁業監視員の要求があったときは、遊漁証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となるような行為をしてはならない。

- 2 次に掲げる漁具、漁法により水産動植物を採捕してはならない。
 - ア. 水中に電流を通してする漁法
 - イ. 河川における替掘、瀬干し及び河底を攪拌する漁法
 - ウ. 劇毒物、爆薬を使用する漁法
 - エ. し水器又は水眼鏡を使用する、あゆ掛釣(引掛)漁法
 - オ. 燈火を使用する漁法
 - カ. 鉄砲もりを使用する漁法
 - キ. あゆごろ引き又はあゆ友ごろ引き等の漁法
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関しては必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項

(4) その他参考となるべき事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から実施する。